

十五年十二月廿一日

特命全權公使青木周藏和蘭國並索遜國勲章佩用

賞勲局上申

特命全權公使青木周藏和蘭國獅子勲章第一等級
索遜國白鷹勲章第一等級佩用、義別紙、通願出

候條此段上申候也 十五年十二月四日

外務省具申 賞勲局宛

獨逸國駐劄特命全權公使青木周藏、和蘭國皇帝
カレルム第三世陛下ヨリ其和蘭獅子勲章第一等級
獨乙聯邦索遜國グロッツス、ヘルツォーグ、シヤール、
レキサンドル殿下ヨリ其白鷹勲章第一等級賜與相
成候ニ付右勲章佩用、義別紙之通、願出候條御許
可相成度佩用願書共相添此段具申候也 十五年十一月十一日

特命全權公使青木周藏領 賞勳局元

和蘭皇帝ウヰルレム第三世陛下ヨリ其和蘭獅子勳章第一等級授與相成候。付右佩用之儀御許允被下度此段相願候也。十五年九月廿七日

同上 同上

獨逸聯邦索遜國上公「シャル、アレキサンドル殿下ヨリ其白鷹勳章第一等級授與相成候。付右佩用、義御許允被下度此段相願候也。十五年七月廿七日

天佑ニ因リ和蘭國皇帝タル「オランイ、ナスサウ」ノ「プリンス」ルキセンビエルクノ「ゴロート、ヘルトフ」ウイ
ルレム第三世千八百八十二年二月三日内閣第五号
ノ朕カ外務卿ノ奉議ニ因リ日本國皇帝陛下ノ公使

タル青木君ヲ「ゴロート、コロイス、デル、オルデ、ファン、
デ」子「デルランドセン、レーウ」勳位ニ列セシムル
コトヲ適當ト慮リ此次議ヲ奉行スヘキ旨ヲ朕カ外
務卿ニ勅シ其屬ヲ勳章局長ニ送達ス。

千八百八十二年二月四日「グラヘンハー」ゲ府ニ於
テ

ウイルレム 親署

奉勅

外務卿ロナークセン 自記

内閣長官アレウイン 自記

勳章局長

正寫

海軍中將 某 自記

勳記

天佑ヲ保育スル索遜ワイマル、ワイナヒ、クゲロツス

二 太政大臣

ヘルツォーグ、チューリッゲン、ノルティンゲン、ガラーゲン、
イセー、ノルグ、ガラーゲン、ヘンリッヒ、ベルグ、ノゲヒル、
ラテル、ガラーゲン、其他、アラント、ハイン、ノースタット、
ドタウ、テンブル、ノヘルタル、朕カール、アレキサン
デル、茲ニ朕カ家系ノ「ロヒサムカイ」ト勲章即チ白鷹
勲章、大總裁タル名義ヲ以テ獨乙國ニ駐劄スル帝
國日本公使青木周藏ヲ右白鷹勲章、大勲章ニ列叙
ス、仍テ朕此勲記ニ親筆署名朕カグロウス、ヘルツォ
ーグ、ノ印璽ヲ鈐ス

千八百八十二年六月廿四日於ベルウ井デル城

カール、アレキサンデル 璽

勲章局史官

ヨーシ
(自記)

十五年十二月廿二日

陸軍工兵大尉田坂席之助獨逸國勲章佩用

賞勲局上申

陸軍工兵大尉田坂席之助獨逸國第四等赤鷲勲章佩
用、職別紙之通頭出候條御允許相成可然哉此段上
申候也 十五年十二月廿二日

陸軍工兵大尉田坂席之助頭 賞勲局宛

私儀

今般獨逸國帝陛下ヨリ同國第四等赤鷲勲章賜與相
成候間右佩用御許可被下度依テ勲章並ニ外務卿副
狀相添此段頭上候也 十五年十二月廿二日
但シ勲記送付無之

第百二十九号

二 太政官願典